

議案第 6 5 号

狭山市下水道整備事業基金条例を廃止する条例

狭山市下水道整備事業基金条例（昭和 5 0 年条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

市街化調整区域第 3 期事業の財源として、下水道整備事業基金の全額を取り崩すことに伴い、当該基金を廃止したいので、この案を提出するものである。